

公共ます設置事務要綱の一部を改正する要綱

公共ます設置事務要綱（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、武蔵野市下水道条例施行規則（平成9年3月規則武蔵野市第18号）第27条に規定する<u>排水設備の設置に伴い必要となる公共ます及び取付管（以下「公共ます」という。）</u>の設置に係る事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、武蔵野市下水道条例施行規則（平成9年3月規則武蔵野市第18号）第27条に規定する<u>新設等のほか、公共ます及び取付管（以下「公共ます」という。）</u>の設置に係る事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>字句の改正</p>
<p>（設置基準）</p> <p>第3条 公共ますは、別表に掲げる公共ますの種別の区分に応じて同表に掲げる設置基準により設置しなければならない。</p>	<p>（設置基準）</p> <p>第3条 公共ますは、別表に掲げる公共ますの種別の区分に応じて同表に掲げる設置基準<u>及び武蔵野市公共下水道の施設に関する技術基準</u>により設置しなければならない。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>（公共ますの新設等に係る手続）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>（公共ますの新設等に係る手続）</p> <p>第5条 （略）</p> <p><u>2 前項の規定による申請は、武蔵野市の管理道路を対象とする場合は工事着工の7日前までに、都道及び区道等その</u></p>	<p>項の追加</p>

<p><u>2</u> 市長は、<u>前項</u>の規定による申請があった場合は、速やかにその内容及び実地調査等により公共ますの必要性を審査し、必要と認めるときは、当該公共ますの種別、規格、位置等について決定し、公共ます新設等工事承認決定通知書（第2号様式）により通知する。</p> <p><u>3</u> （略）</p> <p><u>第2号様式</u>（別添1のとおり）</p>	<p><u>他の武蔵野市の管理外道路を対象とする場合は工事着工の40日前までに市長へ申請しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>第1項</u>の規定による申請があった場合は、速やかにその内容及び実地調査等により公共ますの必要性を審査し、必要と認めるときは、当該公共ますの種別、規格、位置等について決定し、公共ます新設等工事承認決定通知書（第2号様式）により通知する。</p> <p><u>4</u> （略）</p> <p><u>第2号様式</u>（別添2のとおり）</p>	<p>項の繰下げ及び字句の改正</p> <p>項の繰下げ</p> <p>様式の改正</p>
--	--	---

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。